

## 第94回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和4年10月12日（水）16：30～

場所：県庁7階 危機管理センター本部室

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 議 事

- (1) 「社会経済活動再開に向けたガイドライン」の改訂について
- (2) 「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく警戒レベルの判断について
- (3) 「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく10月15日（土）以降の要請について
- (4) 各部局からの報告事項について
- (5) その他

### 4 閉 会

## 「社会経済活動再開に向けたガイドライン」（改訂版）（案）

本ガイドラインは、県民・事業者・行政が連携して新型コロナウイルス感染拡大防止対策に取り組むための指針です。  
今後も、このガイドラインに基づき感染拡大防止と社会経済活動とのバランスをとりながらWithコロナを目指していくこととします。

## 1 基本的な考え方

- 医療提供体制の強化を進め、その逼迫を回避しながら、できる限り社会経済活動を継続させるため、ガイドラインに基づき県内の感染状況を評価し、行動制限等の緩和・強化を実施します。
- 警戒レベル1以下の状況を維持することを目指しますが、新たな変異株やクラスターの多発など急速な感染拡大が懸念される場合には、迅速に警戒レベルの引き上げや要請の強化を行います。

## 2 ガイドラインの構成

- 警戒レベル  
県内の感染状況や一般医療の状況を踏まえ5段階（0～4）で設定します。  
※警戒レベルは、全市町村で同一となる場合と県内一部地域での感染状況等を踏まえ、市町村単位で異なる場合があります。
- 対応方針  
各警戒レベルにおける一般医療の状況や県の対応方針を示しています。
- 判断基準  
感染状況、医療提供体制を判断する「客観的な数値」と数値によらない「総合的な状況」の2つの要素から現状を評価します。  
基準は、政府の「新たなレベル分類の考え方」と県の病床確保計画等とのバランスを取り、県の実態に合ったものとなりました。
- 想定される要請  
各警戒レベルにおいて想定される要請内容を示しています。  
※想定される要請内容の例示であり、実際の要請内容とは異なる場合があります。
- 警戒レベル変更のルール  
判断基準によって現状を2週間の単位で評価し、警戒レベルを決定します。  
※感染が落ち着いている場合（警戒レベル0～1）は、感染状況を関係部局においてモニタリングおよび情報共有することで、2週間の単位を超えて評価・決定できるものとします。  
※感染状況の悪化等の理由で警戒レベルを上げる場合には2週間を待たずに迅速に評価・判断します。

## 3 施行日

令和2年5月15日（金）策定  
令和2年8月27日（木）改訂（令和2年10月9日（金）市町村警戒度導入）  
（令和3年2月19日（金）市町村警戒度取扱変更）

令和3年12月2日（木）改訂  
令和4年●●月●日（●）改訂

※県内・近隣都県の状況、国の基本的対処方針等の変更により、内容を修正することがあります。

## 「社会経済活動再開に向けたガイドライン」（改訂版）

## 1 見直しの背景

新型コロナウイルスとの戦いは当初想定していたとおり長期戦となっており、これまで何度も県内に感染の波が押し寄せ、その度に本ガイドラインに基づき、県民及び県内事業者の皆様へ外出自粛や営業時間短縮等の厳しい要請を行ってきました。

政府分科会より「新たなレベル分類の考え方」が示され、国民のワクチン接種率が70%を超え、医療提供体制の強化や治療薬の開発が進んできたことで、新規陽性者数の中でも軽症者の割合が多くなり、重症者としての入院病床の利用も半分以下に減少してきていることから、これまでの4段階のステージ分類から、医療逼迫の状況に重点をおいた5段階のレベル分類へと政府対策本部で変更されたところです。

これまで県では、客観的な数値や総合的な状況を踏まえ、県内の感染状況を4段階の警戒度で判断してきました。また、全国に先駆けて設置した県営大規模ワクチン接種センターや市町村・県議会・医療従事者の協力もあり、ワクチン接種を希望する県民全員に2回の接種を行うことが出来ました。同時に医療提供体制の強化も着実に進められてきました。

こうした状況を踏まえ、本ガイドラインにおいても、警戒度から国に準じた警戒レベルへの変更や各警戒レベルにおける対応方針を新たに策定するなどの見直しを行うこととしました。

今後も、感染拡大防止と社会経済活動の再開とのバランスをとりながらニューノーマルな社会の実現を目指していくこととします。

## 2 基本的な考え方

- 県民に対するワクチン接種が進んだことや医療提供体制の強化によって、新規陽性者の中でも軽症者の割合が多くなってきたことから、本ガイドラインにおいても新たな考え方が求められます。
- 医療逼迫が生じない水準に感染を抑えることで、日常生活の制限を段階的に緩和し、教育や日常生活、社会経済活動の回復を促進すべきであると考えます。
- 警戒レベル1以下の状況を維持することが望まれますが、感染力の強い変異株やクラスターの多発など急速な感染拡大が懸念される場合には、迅速に警戒レベルの引き上げや要請の強化を行います。
- 県民・事業者・行政が連携して新型コロナウイルス感染拡大防止対策に取り組むことが重要であり、活動制限の緩和・強化にあたっては、本ガイドラインに基づき実施します。

## 3 ガイドラインの構成

- 警戒レベル  
県内の感染状況や一般医療の状況を踏まえ5段階（0～4）で設定します。  
※警戒レベルは、全市町村で同一となる場合と県内一部地域での感染状況等を踏まえ、市町村単位で異なる場合があります。
- 対応方針  
各警戒レベルにおける一般医療の状況や県の対応方針を示しています。
- 判断基準  
感染状況、医療提供体制を判断する「客観的な数値」と数値によらない「総合的な状況」の2つの要素から現状を評価します。  
基準は、政府の「新たなレベル分類の考え方」と県の病床確保計画等とのバランスを取り、県の実態に合ったものとなりました。
- 想定される要請  
各警戒レベルにおいて想定される要請内容を示しています。  
※想定される要請内容の例示であり、実際の要請内容とは異なる場合があります。
- 警戒レベル変更のルール  
判断基準によって現状を2週間の単位で評価し、警戒レベルを決定します。  
※感染状況の悪化等の理由で警戒レベルを上げる場合には2週間を待たずに迅速に判断します。

## 4 施行日

令和2年5月15日（金）策定  
令和2年8月27日（木）改訂（令和2年10月9日（金）市町村警戒度導入）  
（令和3年2月19日（金）市町村警戒度取扱変更）

令和3年12月2日（木）改訂

※県内・近隣都県の状況、国の基本的対処方針等の変更により、内容を修正することがあります。

# 各警戒レベルにおける対応方針

修正案

警戒レベル	一般医療の状況	対応方針
0 感染者ゼロレベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規陽性者ゼロを維持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染防止対策の徹底</li> </ul>
1 維持すべきレベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般医療が安定的に確保</li> <li>コロナ医療も対応可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業種別ガイドラインの遵守</li> </ul>
2 警戒を強化すべきレベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般医療及びコロナ医療へ負荷発生</li> <li>医療が必要な人に適切な対応可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染リスクの高い場所の回避などの実施</li> <li>人流や人と人との接触機会の削減</li> </ul>
3 対策を強化すべきレベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ医療への対応のため、一般医療を相当程度制限</li> <li>医療が必要な人に適切な対応不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「強い対策」の実施(まん延防止等重点措置及び緊急事態措置など)</li> <li>ワクチン・検査パッケージ又は対象者全員検査の継続や停止を検討</li> </ul>
4 避けたいレベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般医療は大きく制限</li> <li>コロナ医療も対応不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機動的な更なる行動制限の実施</li> <li>更なる一般医療の制限</li> </ul>

# 各警戒レベルにおける対応方針

現行

警戒レベル	一般医療の状況	対応方針
0 感染者ゼロレベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規陽性者ゼロを維持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的な感染防止対策の徹底</li> </ul>
1 維持すべきレベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般医療が安定的に確保</li> <li>コロナ医療も対応可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業種別ガイドラインの遵守</li> </ul>
2 警戒を強化すべきレベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般医療及びコロナ医療へ負荷発生</li> <li>医療が必要な人に適切な対応可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染リスクの高い場所の回避などの実施</li> <li>人流や人と人との接触機会の削減</li> </ul> <p>[特定の区域での感染拡大時]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>営業時間短縮要請やまん延防止等重点措置を検討</li> </ul>
3 対策を強化すべきレベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ医療への対応のため、一般医療を相当程度制限</li> <li>医療が必要な人に適切な対応不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「強い対策」の実施(まん延防止等重点措置及び緊急事態措置など)</li> <li>ワクチン・検査パッケージの継続や停止を検討</li> </ul>
4 避けたいレベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般医療は大きく制限</li> <li>コロナ医療も対応不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機動的な更なる行動制限の実施</li> <li>更なる一般医療の制限</li> </ul>

# <警戒レベル移行の判断基準

## ①客観的な数値

修正案

項目		内容※	現在値 ( / )	過去最大値
医療提供体制の状況	(1)病床使用率 ( 床中)	レベル0,1 0～30%未満	● %	■ %
	(2)重症病床使用率 ( 床中)	レベル2 30～50%未満 レベル3 50%以上or3週間後に確保病床到達	● %	■ %
	(参考)中等症者数、重症者数	【レベル引下げ時】 減少傾向にあること	中等症Ⅱ 人 重症 人	中等症Ⅱ 人 重症 人
(参考)感染の状況	(1)新規感染者数(1週間移動平均)	増加・減少傾向を考慮	■ 人	■ 人
	(2)今週先週比	1.0 以上が 10 日間継続	● 日間継続	日間

※ 各判断基準は、現状の医療提供体制を逼迫させないことを基にしているため、今後の体制整備等の進展に合わせ、基準も変動する可能性があります。

# <警戒レベル移行の判断基準

## ①客観的な数値

現行

項目		内容※	現在値※ ( / )	過去最高値
1 感染の状況	(1)新規感染者数	平均 40 人/日	■ 人	■ 人
	(2)感染経路不明の割合	感染経路不明 50 %	■ %	■ %
	(3)検査の陽性率※3	平均 7 %	■ %	■ %
	(4)今週先週比	1.0 以上が 10 日間継続	● 日間継続	日間
2 医療逼迫の状況	(1)病床使用率 (675床中)	レベル0,1 0～30%未満	■ %	■ %
	(2)重症病床使用率 (37床中)	レベル2 30～50%未満 レベル3 50%以上or3週間後に確保病床到達	■ %	■ %
	参考 入院率、療養者数、重症者数、中等症者数、自宅療養者と調整中の合計	【レベル引下げ時】 減少・改善傾向にあること	—	—

※1 各判断基準は、現状の医療提供体制を逼迫させないことを基にしているため、今後の体制整備等の進展に合わせ、基準も変動する可能性があります。

※2 1の(1)～(3)は1週間の移動平均。 ※3 陽性率は前日時点です。また、陽性率は推定値で、民間・病院の検査結果により後日変動します。

# ＜警戒レベル移行の判断基準 ②総合的な状況＞ 修正案

項目		内容
医療提供体制の状況	ワクチン接種の状況	ワクチンの接種実績を年齢階層別にモニターする。
	一般医療への影響	治療の先延ばしによる悪影響をモニターする。
	救急搬送困難事案	救急搬送困難事案の増減を週単位でモニターする。
	入院状況	直近の状況を月単位でモニターする。
	外来医療の状況	診療検査外来の逼迫状況を確認する。
(参考) 感染状況	近隣都県の感染状況	東京都との往来が再開しても感染拡大の恐れがないこと。 (東京都の実効再生産数が1未満程度であること)
	クラスターの発生状況	クラスターに対し、迅速な実態把握と対策が取られていること

# ＜警戒レベル移行の判断基準 ②総合的な状況＞ 現行

項目		内容
1 感染状況	ワクチン接種の状況	ワクチンの接種実績を年齢階層別にモニターする。
	近隣都県の感染状況	東京都との往来が再開しても感染拡大の恐れがないこと。 (東京都の実効再生産数が1未満程度であること)
	群馬県の感染状況	群馬県の実効再生算数が1未満程度であること。
	入院状況	直近の状況を月単位でモニターする。
	クラスターの発生状況	クラスターに対し、迅速な実態把握と対策が取られていること
2 医療逼迫状況	検査件数	感染状況に応じて、必要な検査を実施できる体制が整備されていること。
	一般医療への影響	治療の先延ばしによる悪影響をモニターする。
	救急搬送困難事案	救急搬送困難事案の増減を週単位でモニターする。

# 各警戒レベルにおいて想定される要請 修正案

警戒レベル	県民	イベント	事業者	【参考】 県立学校	
0	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 感染防止対策の徹底</li> <li>➢ 新しい生活様式の実践</li> <li>➢ ワクチン接種の推奨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 感染防止対策を徹底の上、人数制限を行い開催 ※</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     感染防止安全計画の策定 又は チェックリストの策定・公表                 </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 感染防止対策の徹底</li> <li>➢ 業種別ガイドラインの遵守</li> <li>➢ ストップコロナ対策認定店制度への登録推奨</li> <li>➢ テレワーク、時差出勤の推奨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 感染防止対策の徹底</li> </ul>	
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 感染リスクの高い場所への外出は十分注意</li> <li>➢ 県外移動は十分注意</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ テレワーク、時差出勤を強く推奨</li> <li>➢ 高齢者施設や病院等での直接面会は十分注意</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 部活動は、可能な限り通常活動(必要な範囲で一部制限や休止等)</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 感染リスクの高い場所への外出・移動自粛 ※</li> <li>➢ 県外移動は自粛 ※</li> <li>➢ 5人以上の会食回避 ※</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ イベントの中止・延期</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 営業時間短縮、5人以上の会食回避 ※</li> <li>➢ 酒類提供の制限 ※</li> <li>➢ 高齢者施設や病院等での直接面会の制限</li> </ul>	
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 日中を含めた外出自粛</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 休業や施設の使用停止</li> <li>➢ 酒類・カラオケ設備提供の制限 ※</li> </ul>	(必要な範囲で学級閉鎖等) 可能な限り通常登校	
4					

注1 一般医療の状況や国の基本的対処方針に基づき、部分的に上位レベルの要請を行う場合がある  
 注2 各警戒レベルにおいて想定される要請内容の例示であり、実際の要請内容と異なる場合がある  
 ※ワクチン・検査パッケージ又は対象者全員検査の適用により、実際の要請内容が緩和される場合がある

# 各警戒レベルにおいて想定される要請 現行

警戒レベル	県民	イベント	事業者	【参考】 県立学校
0	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 基本的な感染防止対策の徹底</li> <li>➢ 新しい生活様式の実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 感染防止対策を徹底のうえ、人数制限を行い開催 ※</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     感染防止安全計画 策定時の人数上限 緊急事態措置:1万人 重点措置:2万人 その他:収容定員まで                 </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 基本的な感染防止対策の徹底</li> <li>➢ 業種別ガイドラインの遵守</li> <li>➢ ストップコロナ対策認定店制度への登録推奨</li> <li>➢ テレワーク、時差出勤を推奨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 部活動は一部制限を検討</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 感染リスクの高い場所への外出は十分注意</li> <li>➢ 県外移動は十分注意</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ テレワーク、時差出勤を強く推奨</li> <li>➢ 高齢者施設や病院等での直接面会は十分注意(オンライン面会等の推奨)</li> </ul>	
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ [特定の区域での感染拡大時]</li> <li>• 5人以上の会食回避 ※</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ [特定の区域での感染拡大時]</li> <li>• 営業時間短縮、5人以上の会食回避 ※</li> <li>• 大規模集客施設における入場整理等</li> </ul>	感染防止対策を徹底の上、 可能な限り通常登校
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 感染リスクの高い場所への外出自粛 ※</li> <li>➢ 県外移動は自粛 ※</li> <li>➢ 5人以上の会食回避 ※</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 営業時間短縮、5人以上の会食回避 ※</li> <li>➢ 酒類やカラオケ設備提供の制限 ※</li> <li>➢ 大規模集客施設における入場整理等</li> <li>➢ 出勤者数の削減目標設定による人流抑制</li> <li>➢ 高齢者施設や病院等での直接面会禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 学校単位もしくは全県で分散登校等(オンライン学習活用)を検討</li> <li>➢ 部活動は休止を検討</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 日中を含めた外出自粛</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ イベントの中止・延期</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 休業や施設の使用停止</li> <li>➢ 出勤者数の大幅削減</li> </ul>	

注1 一般医療の状況や国の基本的対処方針に基づき、部分的に上位レベルの要請を行う場合がある  
 注2 各警戒レベルにおいて想定される要請内容の例示であり、実際の要請内容と異なる場合がある  
 ※ワクチン・検査パッケージの適用により、実際の要請内容が緩和される場合がある

# 「社会経済活動再開に向けたガイドライン」（改訂版）（案）

本ガイドラインは、県民・事業者・行政が連携して新型コロナウイルス感染拡大防止対策に取り組むための指針です。

今後も、このガイドラインに基づき感染拡大防止と社会経済活動とのバランスをとりながらWithコロナを目指していくこととします。

## 1 基本的な考え方

- 医療提供体制の強化を進め、その逼迫を回避しながら、できる限り社会経済活動を継続させるため、ガイドラインに基づき県内の感染状況を評価し、行動制限等の緩和・強化を実施します。
- 警戒レベル1以下の状況を維持することを目指しますが、新たな変異株やクラスターの多発など急速な感染拡大が懸念される場合には、迅速に警戒レベルの引き上げや要請の強化を行います。

## 2 ガイドラインの構成

- 警戒レベル  
県内の感染状況や一般医療の状況を踏まえ5段階（0～4）で設定します。  
※警戒レベルは、全市町村で同一となる場合と県内一部地域での感染状況等を踏まえ、市町村単位で異なる場合があります。
- 対応方針  
各警戒レベルにおける一般医療の状況や県の対応方針を示しています。
- 判断基準  
感染状況、医療提供体制を判断する「客観的な数値」と数値によらない「総合的な状況」の2つの要素から現状を評価します。  
基準は、政府の「新たなレベル分類の考え方」と県の病床確保計画等とのバランスを取り、県の実態に合ったものとししました。
- 想定される要請  
各警戒レベルにおいて想定される要請内容を示しています。  
※想定される要請内容の例示であり、実際の要請内容とは異なる場合があります。
- 警戒レベル変更のルール  
判断基準によって現状を2週間の単位で評価し、警戒レベルを決定します。  
※感染が落ち着いている場合（警戒レベル0～1）は、感染状況を関係部局においてモニタリングおよび情報共有することで、2週間の単位を超えて評価・決定できるものとなります。  
※感染状況の悪化等の理由で警戒レベルを上げる場合には2週間を待たずに迅速に評価・判断します。

## 3 施行日

令和2年5月15日（金）策定  
令和2年8月27日（木）改訂（令和2年10月9日（金）市町村警戒度導入）  
（令和3年2月19日（金）市町村警戒度取扱変更）

令和3年12月2日（木）改訂

令和4年●●月●日（●）改訂

※県内・近隣都県の状況、国の基本的対処方針等の変更により、内容を修正することがあります。

## 各警戒レベルにおける対応方針

警戒レベル	一般医療の状況	対応方針
0 感染者ゼロレベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規陽性者ゼロを維持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染防止対策の徹底</li> <li>業種別ガイドラインの遵守</li> </ul>
1 維持すべきレベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般医療が安定的に確保</li> <li>コロナ医療も対応可能</li> </ul>	
2 警戒を強化すべきレベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般医療及びコロナ医療へ負荷発生</li> <li>医療が必要な人に適切な対応可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染リスクの高い場所の回避などの実施</li> <li>人流や人と人との接触機会の削減</li> </ul>
3 対策を強化すべきレベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ医療への対応のため、一般医療を相当程度制限</li> <li>医療が必要な人に適切な対応不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「強い対策」の実施(まん延防止等重点措置及び緊急事態措置など)</li> <li>ワクチン・検査パッケージ又は対象者全員検査の継続や停止を検討</li> </ul>
4 避けたいレベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般医療は大きく制限</li> <li>コロナ医療も対応不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機動的な更なる行動制限の実施</li> <li>更なる一般医療の制限</li> </ul>

各警戒レベルにおける一般医療の状況や対応方針を示しています。

警戒レベル「0」は新規陽性者ゼロが維持できており、警戒レベル「1」は安定的に一般医療が確保され、コロナ医療にも対応できている状況です。いずれも感染防止対策を徹底することにより、県民及び県内事業者の皆様に対して厳しい行動制限は行わない方針です。

警戒レベル「2」は一般医療及びコロナ医療への負荷が生じはじめますが、病床数を段階的に増加させることで、必要な人に適切な対応が出来ている状況です。県民の皆様感染リスクの高い場所を回避することなどを実施します。

警戒レベル「3」は一般医療を相当程度制限しなければ、コロナ医療への対応ができず、医療が必要な人に適切な対応ができなくなる状況です。まん延防止等重点措置及び緊急事態措置を実施し、県民及び県内事業者の皆様に対して厳しい行動制限を行います。また、ワクチン・検査パッケージ又は対象者全員検査の継続や停止を検討します。

警戒レベル「4」は一般医療を大きく制限しても、コロナ医療に対応できない状況です。機動的な更なる行動制限を実施します。

## ＜警戒レベル移行の判断基準 ①客観的な数値＞

項目		内容※	現在値 ( / )	過去最大値
医療提供体制の状況	(1)病床使用率 ( 床中)	レベル0 0～30%未満 レベル2 30～50%未満	■ %	■ %
	(2)重症病床使用率 ( 床中)	レベル3 50%以上or3週間後に確保病床到達	■ %	■ %
	(参考)中等症者数、重症者数	【レベル引下げ時】 減少傾向にあること	中等症Ⅱ 人 重症 人	中等症Ⅱ 人 重症 人
(参考)感染の状況	(1)新規感染者数(1週間移動平均)	増加・減少傾向を考慮	■ 人	■ 人
	(2)今週先週比	1.0以上が10日間継続	・ 日間継続	日間

※ 各判断基準は、現状の医療提供体制を逼迫させないことを基にしているため、今後の体制整備等の進展に合わせ、基準も変動する可能性があります。

レベル移行の判断基準は、「客観的な数値」と、「総合的な状況」の2つを設定しています。

客観的な数値は、医療を逼迫させないという観点をより重視し、医療提供体制の状況として2項目（病床使用率、重症病床使用率）とレベル引下げ時の参考項目（重症者数、中等症者数）、また参考のために感染の状況として2項目（新規感染者数、今週先週比）を設定しました。

これらの項目により、医療逼迫状況と県内の感染状況を判断します。

特に医療を逼迫させないよう、(1)病床の使用率と(2)重症病床使用率を重視し、レベル2（警戒を強化すべきレベル）の基準である病床使用率30%を基にしてその他の項目を設定しています。

なお、レベルは全市町村統一で設定する場合と県内一部地域での感染状況等を踏まえ市町村単位で設定する場合があります。

## ＜警戒レベル移行の判断基準 ②総合的な状況＞

項目		内容
医療提供体制の状況	ワクチン接種の状況	ワクチンの接種実績を年齢階層別にモニターする。
	一般医療への影響	治療の先延ばしによる悪影響をモニターする。
	救急搬送困難事案	救急搬送困難事案の増減を週単位でモニターする。
	入院状況	直近の状況を月単位でモニターする。
	外来医療の状況	診療検査外来の逼迫状況を確認する。
(参考) 感染状況	近隣都県の感染状況	東京都との往来が再開しても感染拡大の恐れがないこと。 (東京都の実効再生産数が1未満程度であること)
	クラスターの発生状況	クラスターに対し、迅速な実態把握と対策が取られていること

レベル移行の判断において、現実の動きは数値だけで計れるものではないため、数値によらない総合的な状況を判断要素として取り入れています。

医療提供体制の状況を重視しつつ、東京都や近隣県の感染状況等も考慮し、県内の状況を判断していきます。

# 各警戒レベルにおいて想定される要請

警戒レベル	県民	イベント	事業者	【参考】 県立学校	
0	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 感染防止対策の徹底</li> <li>➢ 新しい生活様式の実践</li> <li>➢ ワクチン接種の推奨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 感染防止対策を徹底の上、人数制限を行い開催 ※</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     感染防止安全計画の策定 又は チェックリストの策定・公表                 </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 感染防止対策の徹底</li> <li>➢ 業種別ガイドラインの遵守</li> <li>➢ ストップコロナ対策認定店制度への登録推奨</li> <li>➢ テレワーク、時差出勤の推奨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 感染防止対策の徹底</li> </ul>	
1					<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 部活動は、可能な限り通常活動（必要な範囲で一部制限や休止等）</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 感染リスクの高い場所への外出は十分注意</li> <li>➢ 県外移動は十分注意</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ テレワーク、時差出勤を強く推奨</li> <li>➢ 高齢者施設や病院等での直接面会は十分注意</li> </ul>	（必要な範囲で学級閉鎖等） 可能な限り通常登校	
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 感染リスクの高い場所への外出・移動自粛 ※</li> <li>➢ 県外移動は自粛 ※</li> <li>➢ 5人以上の会食回避 ※</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 営業時間短縮、5人以上の会食回避 ※</li> <li>➢ 酒類提供の制限 ※</li> <li>➢ 高齢者施設や病院等での直接面会の制限</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 部活動は、状況に応じて全県で一部制限や休止等</li> </ul>
4			<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ イベントの中止・延期</li> </ul>		

注1 一般医療の状況や国の基本的対処方針に基づき、部分的に上位レベルの要請を行う場合がある  
 注2 各警戒レベルにおいて想定される要請内容の例示であり、実際の要請内容と異なる場合がある  
 ※ワクチン・検査パッケージ又は対象者全員検査の適用により、実際の要請内容が緩和される場合がある

各警戒レベルにおいて想定される要請内容を例示しています。

警戒レベル0及び1では、感染防止対策の徹底、業種別ガイドラインの遵守などを要請します。

警戒レベル2では、警戒レベル0及び1の要請に加え、感染リスクの高い場所への外出や県外移動は十分注意することなどを要請します。

警戒レベル3では、警戒レベル2の要請に加え、感染リスクの高い場所への外出や移動の自粛、営業時間短縮や高齢者施設等での直接面会の制限などを要請します。

警戒レベル4では、警戒レベル3の要請に加え、イベントの中止・延期等の更なる行動制限を要請します。

注1 一般医療の状況や国の基本的対処方針に基づき、部分的に上位レベルの要請を行う場合がある

注2 各警戒レベルにおいて想定される要請内容の例示であり、実際の要請内容と異なる場合がある

※ワクチン・検査パッケージ又は対象者全員検査の適用により、実際の要請内容が緩和される場合がある

「社会経済活動再開に向けたガイドラインの警戒レベル及び要請内容について」

群馬県感染症危機管理チーム構成員への意見照会

- 1) 指標を病床使用率、重症病床使用率に絞る案、よいと思われる。観光産業含め、通常の生活に戻っていくことを期待している。少し余裕が出てきたこのような時に、有事の際に県レベルで動員できる疫学調査・感染管理の支援部隊の維持強化を進めておくと思い。FETP（実地疫学専門家養成コース）も修了生、ネットワークを有効活用していただければと思う。
- 2) 警戒レベルの判断基準は適切とは思われない（第7波の課題は外来医療の逼迫であり、そこを評価していない）が、新規発生数の減少は続いており、警戒レベルをさげることは可能と思われる。  
一方、多くの問題もあり、十分な対応をお願いしたい。
  1. 基本的な感染防止対策が出来ていないため、改善を促していただきたい。
  2. 一般の方と医療従事者のギャップの拡大。一般の方は、飲食・旅行等で優遇され楽しんでいる中で、医療従事者は、真面目で一生懸命されている方ほど、精神的に厳しい状況となっている。
  3. 病院や高齢者施設でのクラスター発生は続いており、面会等は簡単に許可できない状況にある。また、手術等で入院するときに陽性である患者が散見される。入院前や面会前には感染する可能性が高い行動を慎むようしていただきたい。
  4. 今後、外国人が多く入国することにより、新型コロナウイルス感染症の再増加とともに、インフルエンザの流行が危惧される状況にある。十分な対策を取る必要がある。
  5. インフルエンザの予防接種が進んでいないことは心配な状況と考える。
  6. 次の流行においては、病院以上に外来が逼迫することが危惧されており、現状の対応では役に立たないため、改善が求められている。
- 3) 本県の病床使用率は30%未満が継続しており、重症病床使用率の増加傾向もみられない。一般医療についても、患者への治療上の影響はみられていない。全数届出が見直されたことによる影響について不明な部分はあるが、新規感染者数の明らかな増加傾向はみられない。  
以上より、警戒レベル2から1への引き下げと要請内容について賛成。  
一方で、福祉施設や医療機関におけるクラスターの発生がみられることから、それらの施設においては引き続き感染防止対策の徹底が必要と考える。
- 4) 警戒レベル2から1への引き下げについて賛成。  
また、警戒レベルの判断基準と県民への要請内容についても現状やこれからのwithコロナの代に向けた変更として妥当なものであると判断する。

- 5) 警戒レベルを2から1に引き下げることについて賛成。水際対策が緩和されて海外からの観光客が増加し、全国旅行支援等も始まるので、今後、陽性者が増える可能性もあるが、現状では警戒レベル1に引き下げでいいと思われる。

「警戒レベルの判断基準の修正案」、「社会活動再開に向けたガイドライン」（改訂版）案に賛成するが、可能であれば下記の修正をお願いしたい。

「警戒レベル移行の判断基準①客観的な数値」において、医療提供体制の状況の表記が、

(1) 病床使用率 (2) 重症病床使用率の順番になっているので、(参考) 重症者数、中等症者数の表記は、(参考) 中等症者数、重症者数の順番に変更して、現在値も、中等症II、重症の順番に変更した方がいいと思われる。他は、原案に賛成。

オミクロン株以外の新たな変異株の出現により医療機関が逼迫した場合等は、早めに警戒度の引き上げを検討していただきたい。

ワクチン摂取率が伸び悩んでいるので、引き続きワクチンの情報提供、ワクチン接種の呼びかけをお願いしたい。新型コロナワクチンだけでなく、インフルエンザのワクチン接種の呼びかけも必要だと思われる。

マスクを常に携帯し、マスク着用が必要な場面ではマスクを着用する等、基本的な感染対策に加え、マスク着用に関する情報提供もお願いしたい。

- 6) 警戒レベルを1にすること、警戒レベルの判断基準の変更について賛成。また、県民への要請内容の修正自体に賛成。

ひとつ、マスクの装着について、外す場面も的確に促していけるようなメッセージが発信されることを希望する。総理大臣がマスクを外される場面が増えている。

- 7) 警戒レベルの判断基準は、リアルタイムに得られる情報を、優先順位付けしてできる限り盛り込んであると思われる。警戒レベルを1に下げるとは妥当と考える。タイミングが遅れると、下げる前に、全国レベルで感染拡大の兆しが出かねない。

感染拡大が始まると、レベル2（入院患者が明らかに多い状態）に至る半月以上前から、発熱等の症状により受診する患者が急増し、診療・検査外来が逼迫し始め、休日には受診難民が発生する。外来の逼迫を防ぐ対策は、レベル2になる2～3週間前の、逼迫し始めた段階に開始できないと、意義が減ってしまうので、柔軟な対応が必要と考える。

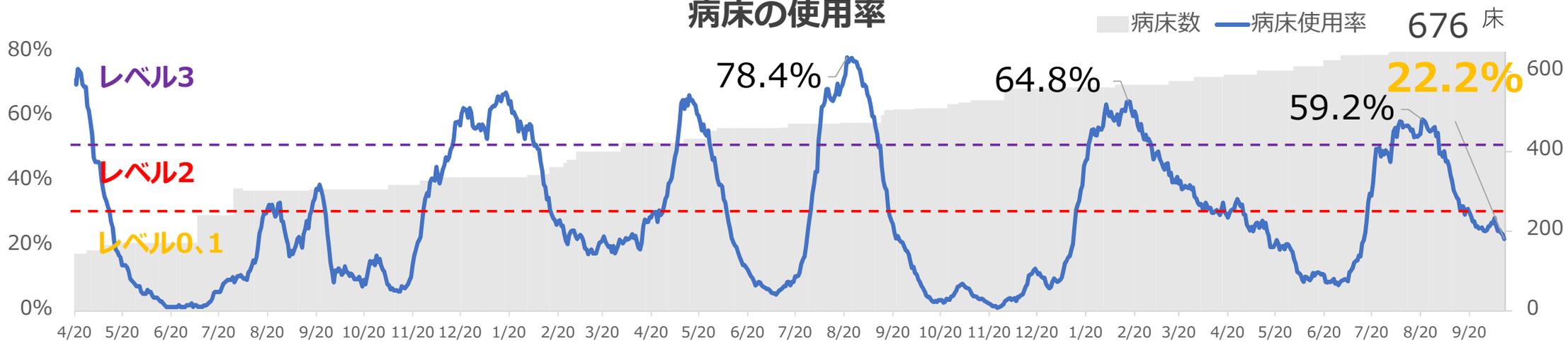
# <警戒レベル移行の判断基準 ①客観的な数値>

項目		内容※	現在値 (10/12)	過去最大値
医療提供体制の状況	(1)病床使用率 (676床中)	レベル0,1 0～30%未満	22.2%	78.4%
	(2)重症病床使用率 (37床中)	レベル2 30～50%未満 レベル3 50%以上or3週間後に確保病床到達	8.1%	40.8%
	(参考)中等症者数、重症者数	【レベル引下げ時】 減少傾向にあること	中等症Ⅱ 31人 重症 3人	中等症Ⅱ 131人 重症 31人
(参考)感染の状況	(1)新規感染者数(1週間移動平均)	増加・減少傾向を考慮	459.9人	2497.1人
	(2)今週先週比	1.0以上が10日間継続	0.79・0日間継続	54日間

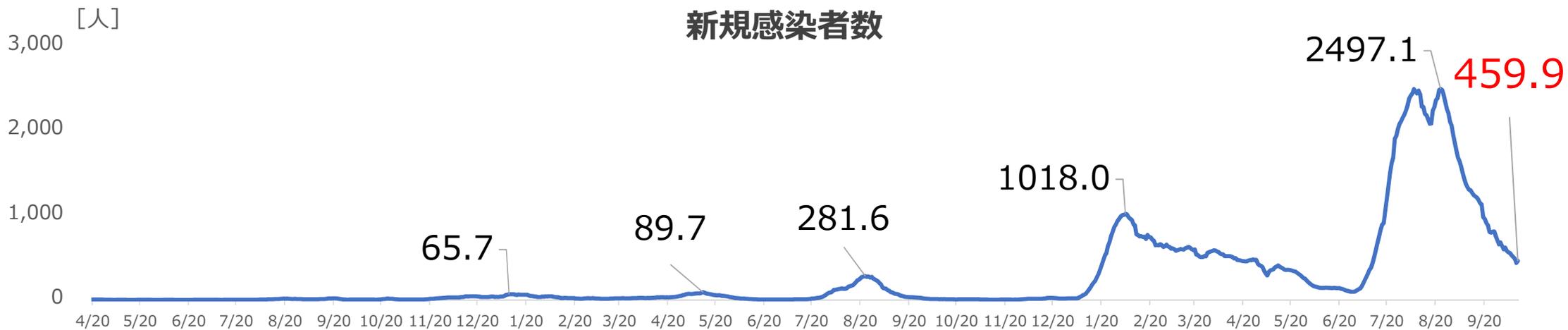
※ 各判断基準は、現状の医療提供体制を逼迫させないことを基にしているため、今後の体制整備等の進展に合わせ、基準も変動する可能性があります。

# 判断基準 客観的な数値の推移

## 病床の使用率



## 新規感染者数



## 警戒レベル移行の判断基準(②総合的な状況)について

健康福祉部 R4.10.12

項目	内容	評価	状況
医療提供体制	ワクチン接種の状況	○	別紙参照
	一般医療への影響	○	【一般医療への影響(10/11現在)】 ・入院等の延期や救急患者の受入れの一部制限等を行っている病院があるものの、 <b>患者への治療上の大きな影響が出ていないと回答した医療機関はない。</b> (感染症指定病院及び協力病院等に対するアンケート調査結果)
	救急搬送困難事案	○	【救急搬送困難事案の状況(10/11現在)】 前週の救急搬送困難事案は、前々週と比較してやや増加した。
	入院状況	○	【退院者の平均在院期間】 5月：9.7日 6月：10.8日 7月：8.7日 8月：8.9日 9月：9.3日
(参考)感染状況	近隣都県の感染状況	○	【実効再生産数】 ・参考：東洋経済オンラインによる推定値(10/11時点) <b>東京都0.89</b>
	クラスターの発生状況	△	【直近のクラスター発生状況】 <b>6月：16件 7月：66件 8月：119件 9月：50件 10月：17件</b> 6月 福祉施設12件、医療機関3件、保育施設1件 7月 福祉施設32件、医療機関29件、保育施設5件 8月 福祉施設93件、医療機関26件 9月 福祉施設46件、医療機関4件 10月 福祉施設16件、医療機関1件

# 新型コロナウイルスワクチンの接種について

4.10.12 健康福祉部  
新型コロナワクチン接種推進局

## 1 全年代県内接種実績

接種対象者別集計表(VRS集計)(10月11日集計時点)

### <1～3回目接種実績>

【群馬県】1～3回目接種合計

	接種累計	接種率	
		全人口	2回目接種完了者数比
1回目	1,596,763	82.16%	—
2回目	1,588,574	81.73%	—
3回目	1,314,468	67.63%	82.75%

(以下1～3回目接種内訳)

【群馬県】高齢者(65歳以上)

	接種累計	接種率	
		65歳以上人口	2回目接種完了者数比
1回目	551,939	94.28%	—
2回目	550,810	94.08%	—
3回目	532,419	90.94%	96.66%

※65歳以上の医療従事者等を含む

【群馬県】64歳以下(小児を含む)

	接種累計	接種率	
		64歳以下人口(0歳～64歳)	2回目接種完了者数比
1回目	1,044,824	76.93%	—
2回目	1,037,764	76.41%	—
3回目	782,049	57.58%	75.36%

※64歳以下の医療従事者等および小児用ファイザー接種者を含む

### <4回目接種実績>

【群馬県】4回目接種合計

	接種累計	接種率	
		全人口	3回目接種完了者数比
4回目	582,785	29.99%	45.75%

(以下4回目接種内訳)

【群馬県】60歳以上

	接種累計	接種率	
		60歳以上人口	3回目接種完了者数比
4回目	509,619	72.72%	80.69%

【群馬県】18～59歳の対象者

	接種累計	接種率	
		18歳～59歳人口	3回目接種完了者数比
4回目	73,166	7.59%	11.39%

### <小児接種実績>

【群馬県】小児

	接種累計	接種率	
		小児人口(5歳～11歳)	2回目接種完了者数比
1回目	22,293	20.35%	—
2回目	20,830	19.01%	—
3回目	1,535	1.40%	7.37%

※小児用ファイザー接種後に12歳になった者を除く

## 2 年齢階層別接種実績

年代	人口	10月10日							
		1回目	1回接種率	2回目	2回接種率	3回目	3回接種率	4回目	4回接種率
10歳未満	139,517	12,596	9.0%	11,681	8.4%	823	0.6%	0	0.0%
10代	176,506	118,934	67.4%	117,129	66.4%	59,437	33.7%	270	0.2%
20代	189,138	162,535	85.9%	161,100	85.2%	106,064	56.1%	9,138	4.8%
30代	202,086	169,296	83.8%	168,172	83.2%	117,841	58.3%	13,171	6.5%
40代	272,882	232,639	85.3%	231,622	84.9%	178,628	65.5%	21,109	7.7%
50代	262,671	241,747	92.0%	241,132	91.8%	208,739	79.5%	28,161	10.7%
60代以上	700,767	658,722	94.0%	657,403	93.8%	631,556	90.1%	509,619	72.7%

【集計方法について】

- ※ VRSの接種実績から集計
- ※ 各人口：令和4年度住民基本台帳年齢階級別人口

# 警戒レベル1の要請：10 / 15から当面の間（案）

R4.10.12危機管理課

市町村	警戒レベル	県民	事業者	その他
全市町村	警戒レベル1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染防止対策の徹底</li> <li>・「新しい生活様式」等の実践 特に場面に応じたマスクの着脱、換気の実施</li> <li>・<b>ワクチン接種の積極的な検討</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染防止対策の徹底</li> <li>・業界ガイドラインに基づく適切な感染防止対策の遵守及び明示</li> <li>・ストップコロナ！対策認定店制度への登録推奨</li> <li>・テレワーク、時差出勤等を<b>推奨</b></li> <li>・高齢者施設や病院等での<b>直接面会の際は、感染防止対策を徹底</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大人数・長時間での会食や飲み会は感染リスクが高まることから<b>十分注意</b></li> </ul>

# 警戒レベル1の要請：10 / 15から当面の間（案）

R4.10.12危機管理課

市町村	警戒レベル	イベント開催		
全市町村	警戒レベル1	収容率（※1）		人数制限（※1）
		大声なし（※2）	大声あり（※2）	
		100%以内	50%以内（※4）	【感染防止安全計画（※3）を策定し県の確認を受けた場合】 収容定員まで  【感染防止安全計画を策定しない場合】 5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きいほう
※1 収容率又は人数制限の小さいほう ※2 「大声」とは、「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義する。 ※3 感染防止安全計画は5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用し、基本的に「大声なし」が前提 ※4 同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率の上限は、それぞれ50%（大声あり）・100%（大声なし）とする。				

# 群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（10月15日（土）以降）

## 1 要請を開始する日

令和4年10月15日（土）

〔 要請期間：10月15日（土）0時～当面の間 〕

## 2 要請する区域

群馬県内全域

## 3 ガイドライン警戒レベル

警戒レベル「1」：35市町村

【参考】ガイドラインにおける「各警戒レベルにおいて想定される要請」

警戒レベル	0	1	2	3	4	
要請	<ul style="list-style-type: none"><li>商業施設・公共施設等</li><li>新しい生活様式の要請</li><li>ライブ・イベントの開催</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>商業施設・公共施設等 の上、人混みを避ける 要請</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>商業施設・公共施設等 の上、人混みを避ける 要請</li><li>ライブ・イベントの開催 要請</li><li>ライブ・イベントの開催 要請</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>商業施設・公共施設等 の上、人混みを避ける 要請</li><li>ライブ・イベントの開催 要請</li><li>ライブ・イベントの開催 要請</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>商業施設・公共施設等 の上、人混みを避ける 要請</li><li>ライブ・イベントの開催 要請</li><li>ライブ・イベントの開催 要請</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>商業施設・公共施設等 の上、人混みを避ける 要請</li><li>ライブ・イベントの開催 要請</li><li>ライブ・イベントの開催 要請</li></ul>

※具体的には4以降の要請をご確認ください。

## 4 県民の皆様への要請

以下の事項について協力を要請します。

### (1) 外出・県外移動について

- ・外出の際は「(3) 「新しい生活様式」等の実践について」に掲げる事項を厳守してください。  
(基本的な感染対策の徹底、3つの「密」の回避、換気の実施と適度な保湿)

### (2) イベント等の開催、参加について【法第24条第9項】

[収容率と人数制限の考え方]

収容率 (※1)		人数制限 (※1)
<u>大声なし</u> <u>(※2)</u>	<u>大声あり</u> <u>(※2)</u>	
100%以内	50%以内 <u>(※4)</u>	【感染防止安全計画 <u>(※3)</u> を策定し県の確認を受けた場合】 ○収容定員まで  【感染防止安全計画を策定しない場合】 ○5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きいほう

※1 収容率又は人数制限の小さいほう

※2 「大声」とは、「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義する。

※3 感染防止安全計画は5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用し、基本的に「大声なし」が前提

※4 同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率の上限は、それぞれ50% (大声あり) ・100% (大声なし) とする。

【参加人数】 次の人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とします。

#### 【人数上限】

ア 収容定員が設定されている場合

感染防止安全計画を策定している場合は、収容定員を上限とします。

(感染防止安全計画を策定していない場合は5,000人又は収容定員50%)

以内のいずれか大きいほうを上限とします)。

イ 収容定員が設定されていない場合

次の【収容率要件】ア、イにおける「収容定員が設定されていない場合」の例によります。

**【収容率要件】**

ア 大声での歓声、声援などが無いことを前提としうる場合

収容率の上限を 100%とします。

(ア) 参加者の位置が固定され、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる場合は、収容定員までの参加人数とします。

(イ) 参加者が自由に移動できるものの、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる場合

- ・収容定員が設定されている場合は、収容定員までの参加人数。
- ・収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔（人と人とが触れ合わない間隔）を空けることとします。

イ 大声での歓声、声援などが想定される場合

収容率は、次のとおりとします。

(ア) 参加者の位置が固定され、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる場合

- ・前後左右の座席との身体的距離を確保し、収容定員の 50%までの参加人数とします(座席間は 1 席(立席の場合できるだけ 2m、最低 1m) 空けること)。

(イ) 参加者が自由に移動できるが、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる場合

- ・収容定員が設定されている場合は、収容定員の 50%までの参加人数とします。
- ・収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔(できるだけ 2m、最低 1m) を空けていること。

※大声での歓声、声援の定義は「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、以下のような事例を指します。

○観客間の大声・長時間の会話

○スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱  
(得点時の一時的な歓声等は必ずしも大声にあたるとは限りません。)

- ・イベントの開催にあたってはイベント開催等における必要な感染防止策の徹底と業種別ガイドラインの遵守をお願いします。

- ・参加人数が 5,000 人超かつ収容率 50%超のイベントの開催を予定する場合には、そのイベントの感染防止策等について県に安全計画を提出してください。なお、参加人数が 5,000 人超かつ収容率 50%超に該当しないイベントを主催される際には県 HP にて公開している感染防止対策等についてのチェックリストに必要事項記入の上、イベント HP 等で公開してください。
- ・主催者が存在しない中で多数の人が集まる季節の行事（ハロウィン、クリスマス、大晦日、初日の出等）に参加される場合は、基本的な感染防止策を徹底してください。また、基本的な感染防止策が徹底されていない季節の行事への参加は控えるとともに、特に、自然発生的に不特定多数の人が密集し、かつ、大声等の発生を伴う行事、パーティー等への参加は控えてください。

### (3)「新しい生活様式」等の実践について

- ・「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いによる手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底をお願いします。
- ・政府専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」、及び新型コロナウイルス感染症対策分科会で示された「感染リスクが高まる「5つの場面」」を参考に、3つの「密」状態を回避するとともに、日々の生活を見直し、新たな感染防止策を実践してください。特に場面に応じたマスクの着脱、換気の実施をお願いします。

### (4)その他

- ・新型コロナワクチンには、感染・発症を予防する効果や、重症化を予防する効果があるため、ワクチン接種を積極的に検討してください。
- ・変異株に対しても基本的な感染防止対策（マスク・手洗い・換気など）が重要であり、更なる徹底をしてください。
- ・飲食店などにおいて大声で話したり、イベント、スポーツ観戦などで大声を出したりすることは控えてください。また、カラオケで歌唱する際はマスクの着用や他の利用者と十分な間隔を空け、機器の消毒を徹底してください。
- ・大人数・長時間での会食、飲み会は感染リスクが高まることから十分注意してください。
- ・大学等におけるクラブ活動での感染防止策の徹底をお願いします。
- ・会食などで飲食店などを利用する場合は、座席間隔の確保や換気などの3密予防、従業員や利用者の手指消毒といった感染防止策に積極的に取り組んでいる店舗を利用してください。
- ・接触確認アプリ（COCOA）のインストールやLINE「新型コロナ対策パーソナルサポート」を積極的に活用してください。

## 5 事業者の皆様への要請

以下の事項について協力を要請します。

### (1) 感染防止対策の徹底について

- ・業種別ガイドラインの遵守をお願いします。【法第24条第9項】
- ・すべての事業者において、別表で掲げる感染防止対策例や、業界団体等で作成した感染拡大予防ガイドライン等を踏まえながら、適切な感染防止対策の徹底をお願いします。また、感染防止対策をホームページやSNS、店頭での掲示などにより利用者に明示してください。
- ・県独自の「ストップコロナ！対策認定制度」への申請・登録を積極的に進めてください。
- ・業界団体等においては、業種や施設の種別ごとのガイドラインを作成し、所属事業者や関係事業者へガイドラインに沿った感染防止対策の徹底を促すようお願いいたします。
  - ※1 政府が公表している「業種別ガイドライン」や、本県が示す「各業界・施設毎の感染症対策ガイドライン作成例」を参考としてください。
  - ※2 業界団体からガイドラインが示されていない業種の事業者や、業界団体等が存在しない業種の事業者についても、上記のガイドラインを参考として、適切な感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・高齢者施設や病院等での直接面会の際は、従事者を含めて、適切な感染防止対策の徹底をお願いします。

### (2) 勤務形態等について

- ・「新しい生活様式の実践例」を参考に、テレワークやローテーション勤務、時差通勤、オンライン会議の開催など、人との接触を減らすための取組を実践してください。
- ・「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう、実践例も活用してください。特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意してください。

### (3) その他

- ・従業員などが体調不良を訴えた場合には、休暇の取得を促し、併せて、速やかな医療機関への受診を促してください。
- ・従業員に対し、会食などで飲食店などを利用する場合は、感染防止ガイドラインなどに基づいて感染防止策を講じているなどの店舗を利用するよう促してください。

(案)

- ・接触確認アプリ（COCOA）のインストールやLINE「新型コロナ対策パーソナルサポート」を、従業員やお客様に対して積極的に活用するよう促してください。
- ・感染の恐れのある者を特定できない場合には、まん延を防止する観点から、施設名を自ら公表して利用者に検査や受診を呼びかけること等に協力してください。

(案)

## 【別表：適切な感染防止対策例】

※以下に掲げる対策例以外にも、それぞれの施設の状況や営業の形態等に応じ、適切な感染防止のための対策を実践してください。

(別表) 適切な感染防止対策例	
発熱者等の施設への入場防止	<ul style="list-style-type: none"><li>・来訪者、従業員の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がある者や体調不良の者の入場制限(来訪者)、出勤停止(従業員)</li><li>・発熱等の症状がある者は、イベントの参加や施設の利用を控える</li></ul>
接触確認アプリの利用	<ul style="list-style-type: none"><li>・来訪者は、接触確認アプリをインストールをし、事業者は、それに従う</li><li>・事業者は、来訪者の連絡先等を把握する(イベント開催の際には徹底すること)</li></ul>
3つの「密」(密閉・密集・密接)の防止	<ul style="list-style-type: none"><li>・店舗利用者の入場制限、滞在時間の制限を設ける</li><li>・十分な座席間隔(四方を開けた席配置等)を確保する</li><li>・入退出時、休憩場所、待合場所等での3密の環境を避ける</li><li>・換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)</li><li>・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)</li></ul>
飛沫感染、接触感染の防止	<ul style="list-style-type: none"><li>・来訪者、従業員のマスク着用(熱中症等対策が必要な場合を除く)、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行</li><li>・対面機会削減(または、ビニールカーテン等の設置)</li><li>・大声での会話が発生しない環境作り(利用者への呼びかけ、音量を最小限に設定等)</li><li>・店舗・事務所内の定期的な消毒、キヤッシュレスの利用</li></ul>
移動時の感染防止	<ul style="list-style-type: none"><li>・ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)</li><li>・従業員数の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務の実施等)</li><li>・出勤の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限</li><li>・イベント参加(開催)にあたっては、移動中や移動先での感染防止のための行動を取る(よう呼びかける)※イベントスタッフにも同様に呼びかける</li></ul>

(案)

## 「新しい生活様式」の実践例

### (1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
  - 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
  - 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、風邪は、熱中症に十分注意する。
  - 家に帰ったらまず手を洗おう。  
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
  - 手洗いは両手程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

### (2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 □咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン使用で室温を22℃以下に） □身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密着、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 発熱の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



### (3) 日常生活の各場面での生活様式

#### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画を立てて早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

#### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 立っている時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

#### 観劇、スポーツ等

- 分園はすいた時間、場所を選ぶ
- 船トレやライブは、十分に人との間隔を  
もしくは自宅で動画を鑑賞
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は避ける
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

#### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で風持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで席をう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお椀口の回し飲みは避けて

#### イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用も
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

### (4) 働き方が新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 □通勤通勤で中ったりと □オフィスはひらぎると
- 会議はオンライン □対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染防止対策ガイドラインは、関係団体が協議作成

(案)

## 感染リスクが高まる「5つの場面」

### 場面1 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で免疫力が低下すると同時に注意力が低下する。また、酔いが回り、大きな声になりやすい。
- 特に飲食などで知られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、話し飲みや箸などの共用で感染のリスクを高める。



### 場面2 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、地味勤の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、概ね5人以上の飲食では、大声になり気味が増やすくなるため、感染リスクが高まる。



### 場面3 マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話を行うことで、呼吸感染やマイク口呼吸感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの接客例としては、接客ボウケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで稼働する際の車中では注意が必要。



### 場面4 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり接触空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



### 場面5 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の遣いや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



## 効果的な換気のポイント

第17回新型コロナウイルス  
感染拡大防止対策

### 1. 効果的な換気（必要な換気量の確保と空気の流れの配慮）

#### 1-1 必要な換気量の確保は感染対策の基本（必要な換気量の確保）

○機械換気による常時換気を、**定期的な機械換気装置の確認やフィルタ清掃等も重要。**

機械換気は強制的に換気を行うもので、2003年7月以降は住宅にも設置。**通常のエアコンには換気機能がないことに留意。**

○機械換気が設置されていない場合、窓開け換気を行う。

2方向を窓開けると換気効果が大きい。外気条件を考慮し室内環境に配慮して換気方法を選択。室内環境の目安は、温度18℃～28℃、相対湿度40%～70%が望ましい。

○必要な換気量（一人当たり換気量30m<sup>3</sup>/時を目安）を確保するため、**二酸化炭素濃度を概ね1,000ppm以下に維持（※1）**

必要換気量を満たしているかを確認する方法として、**二酸化炭素濃度測定器（CO<sub>2</sub>センサー）の活用が効果的。**

〔※1〕二酸化炭素濃度1,000ppm以下については目安であり、適切な換気や気流となっていることが重要。

○必要な換気量を確保できない場合、換気扇、扇風機、サーキュレータのほか、HEPAフィルタ付きの空気清浄機（※2）の使用も考えられる。

〔※2〕高性能微粒子（HEPA）フィルタ付空気清浄機：空気中に浮遊する0.3μmの微粒子の99.97%以上を除去することが可能。空気清浄機は二酸化炭素濃度を下げることにはできないことに留意。

#### 1-2 感染を防ぐための空気の流れの作り方（空気の流れの配慮）

○十分な外気の取り入れ・排気とあわせ、空気の流れにより局所的に生じる空気のとどみを解消。

エアロゾルの発生が多いエリアから排気して、反対側から外気を取り入れると、浮遊するエアロゾルを効果的に削減することが出来る。

○空気の流れを阻害しないパーティションの設置

空気の流れを阻害する高いパーティションや天井からのカーテンなどは空気の流れに対して平行に配置し、空気の通り道を設ける。

目を置く程度の高さのパーティションは、横の人との距離を1m程度以上確保できる場合は、3方向を塞がないようにする。

〔※〕ビル管理法の特定建築物に該当する事業所等については、同法に基づく対応を行う。

# 10月15日以降の県立学校の対応について（案）

令和4年10月12日  
教 育 委 員 会

## 【登校】

- 全県で通常登校。
- 生徒又は教職員に感染者が発生した場合は、必要な範囲で学級閉鎖等を迅速に行う。

## 【部活動】

- 感染防止対策を徹底した上で、通常の活動。
- 部員又は顧問等に感染者が発生した場合は、必要な範囲で活動の休止等を迅速に行う。

※ 対応は、感染状況に応じて随時見直しを行う。

※ 市町村立学校や私立学校についても、県立学校の対応を周知する。

# 検査受検の要請及び感染拡大傾向時の一般検査事業の期間延長について（案）

R4.10.12 健康福祉部

県内で新型コロナウイルス感染症の感染者数が依然として多い状況であることから、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく要請及び一般検査事業の期間延長を行う。

記

## 要請及び一般検査事業の期間

現行	令和4年7月25日（月）から10月14日（金）まで
延長後	令和4年7月25日（月）から10月31日（月）まで

### 【参考】

#### 1 検査受検の要請

- (1) 要請内容  
感染の不安を感じる無症状者は検査を受けること
- (2) 対象者  
次の要件の両方を満たす無症状者
  - ①群馬県内に在住する者
  - ②感染に不安を感じる者
- (3) 区域  
県内全域

#### 2 無料検査（一般検査）の実施

- (1) 概要  
知事が1の要請をした場合、これに応じて県民が受検する検査を無料化するもの。
- (2) 対象者、区域  
1(2)～(3)のとおり
- (3) 受検場所  
当事業の実施事業者として登録している、薬局、衛生検査所等  
(R4.10.11現在 234店舗)
- (4) 受検方法  
下記HPより実施事業者を確認し、実施日及び時間等を確認した上で受検  
「群馬県新型コロナウイルス検査促進事業の実施について」  
[https://www.pref.gunma.jp/02/d29g\\_00456.html](https://www.pref.gunma.jp/02/d29g_00456.html)
- (5) その他の無料検査  
「ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業」  
飲食、イベント、旅行等の活動に際して、ワクチン接種証明や陰性の検査結果を確認する民間事業者等の取組のために必要がある方のうち、「無症状」で、原則としてワクチン接種を3回済ませていない者。検査は、原則として、抗原定性検査。  
<令和4年8月31日（水）で終了>